特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低 所得の子育て世帯分)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大津町は、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県大津町長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務
②事務の概要	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するため、令和3年度に引き続き、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。特定個人情報を以下の業務で取り扱う。・支給要件の判定
③システムの名称	臨時給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	レ名
子育て世帯への臨時特別給	付金(補助金)
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第 一の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>り実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第 二121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める命令(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)第59の4条
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	
請求先	大津町 総務部 総務課 行政係 〒960-1903 能太児苑洲那大津町大字大津1999番# 電話006-202-2111

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 電話096-293-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

大津町 健康福祉部 福祉課 福祉係 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 電話096-293-3510 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和]4年6月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		1	<選択肢>) 基礎項目評価書 ② 基礎項目評価書及び ③ 基礎項目評価書及び	董点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1 2	く選択肢>)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム:]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている !) 十分である !) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			ない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2 3	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・日	外							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れて行っ [・] !) 十分に行っている !) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明